

報告資料 4

昭島市立学校校庭夜間照明設備使用要綱の一部改正について

市内小中学校の夜間照明設備の使用期間は、冬期の霜の影響等を考慮し4月1日から11月30日までとしてきた。

しかしながら、市民から冬期利用の要望が多く寄せられており、グランドの整備状況も良好であることから、昭島市立学校校庭夜間照明設備使用要綱（平成元年5月1日実施）の一部を次のように改正する。

第6条中「4月1日から11月30日までの毎日とする。」を
「1月5日から12月27日までとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。」に改める。

実施日 令和5年11月1日

昭島市立学校校庭夜間照明設備使用要綱新旧対照表

下線は、改正部分を示す

新	旧
(使用期間) 第6条 使用期間は <u>1月5日から12月27日</u> までとする。ただし、委員会が必要と認め たときは、これを変更することができる。	(使用期間) 第6条 使用期間は <u>4月1日から11月30日までの</u> 毎日とする。